	ソフトバンクBB株式会社
意見提出者	ソフトバンクテレコム株式会社
	ソフトバンクモバイル株式会社
1. 項目	固定電話における OAB~J 番号提供条件の見直し
2. 既存の制	現在、OAB~J 番号の提供条件として、固定端末系伝送路設備を方形区画毎
度・規制等	に設置することとされているが、これはメタル線を利用したアナログおよ
によってI	び ISDN サービスを想定した提供条件であり、IP 化が進む昨今においては
CT利活用	固定端末系伝送路設備を方形区画毎に設置することの意義が見当たらな
が阻害され	い。また、OAB~J番号が担っている地域識別性に関しては、依然として広
ている事	く利用者から期待されているところと考えるが、方形区画番号数 (562) は
例・状況	過剰に分割されており、各県単位以上の詳細な区画分けが果たしてニーズ
	として存在しているのかは疑わしいと思われる。それにも関わらず、前述
	の提供条件を満たすための設備投資は通信事業者にとってボトルネックと
	なっており、結果的にOAB~J番号を使用したサービスの普及を阻害して
	いる。
3. ICT利	電気通信番号規則第9条
活用を阻害	
する制度・	
規制等の根	
拠	
4. ICT利	ある程度の地域識別性は依然として期待されていることから、方形区画を
活用を阻害	県単位とする見直し、加えて方形区画内における固定端末系伝送路設備と
する制度・	番号割り当ての論理的適合をもって提供条件を満たす、とする電気通信番
規制等の見	号規則の変更が必要と考える。
直しの方向	
性について	

の提案